各在宅医療関係団体の長 様

千葉県健康福祉部長 (公印省略)

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について(依頼)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省から別紙のとおり周知依頼がありました。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、貴会会員へ周知していただき ますようお願いいたします。

【連絡先】

千葉県健康福祉部 医療整備課 地域医療構想推進室 鈴木 美那

TEL: 043-223-2457 FAX: 043-224-8210 E-Mail: chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp



令和7年4月14日警察庁丁規発第89号

厚生労働省医政局地域医療計画課長 厚生労働省医政局看護課長 厚生労働省老健局老人保健課長 厚生労働省老健局認知症施策·地域介護推進課長

殿

警察庁交通局交通規制課長

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について(依頼)

訪問看護、訪問診療等(以下「訪問看護等」という。)に使用する車両に係る駐車許可及び駐車規制からの除外措置(以下「駐車許可等」という。)については、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)」(令和6年3月22日付け警察庁丁規発第37号)等に基づき運用していたところですが、先般閣議決定された規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)も踏まえつつ、駐車許可等に関する運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて(通達)」(令和7年3月31日付け警察庁丙規発第7号ほか)等の新たな3本の通達を発出したところです。

ついては、これらの通達の内容等の周知を図るため、別紙により、貴課関係の医療・介護関係機関・団体に対する周知への御協力をお願いいたします。

令 和 7 年 4 月 警察庁交通局交通規制課

駐車許可及び駐車規制からの除外措置についての御案内

警察庁では、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて(通達)」(令和7年3月31日付け警察庁丙規発第7号ほか)等の通達(別添1~3)を都道府県警察に対して発出しました。

これらの通達では、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)」(令和6年3月22日付け警察庁丁規発第37号)等に基づく従来の運用を基本的に継続しつつ、以下の点を規定しました。

- 他の駐車可能な場所の有無を考慮する範囲を「おおむね100メートル 以内に全国的に統一するほか、通学路やバス路線ではないかといった、 審査において留意すべき事項を明確化するなど、許可要件の明確化等
- 申請書及び添付書類を含め、申請手続に係る運用を全国的に統一
- 反復継続的な用務に係る許可証の有効期間は、原則として1年以上と することで全国的に統一
- 医師の指示を受けた看護師等や、助産師が患者宅等を緊急訪問するための車両が駐車規制からの除外措置の対象となり得ることの明確化
- 許可証等の不正使用事案には、積極的な検挙、許可取消や車両の使用制限命令の検討等、厳正に対処

今後、これらの通達に基づき、各都道府県警察において公安委員会規則の 改正等を行っていくこととなるところ、本年7月1日までにそうした作業を 終えるように指導しているところです。

新たな運用の開始時期については、各都道府県警察に問い合わせていただくとともに、特に、新たな運用の開始直後や、許可申請場所が相当数に上る場合には、通常よりも審査等に時間を要する可能性があることから、警察署への事前相談や申請は、時間的余裕をもって行っていただきますようお願いいたします。

なお、駐車許可は、地域の交通実態等に応じて行っているものであり、申 請しても必ずしも許可されるわけではありません。

詳しくは、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問い合わせください。



事 務 連 絡 令和7年4月24日

衛生主管部(局) 各都道府県介護保険主管部(局) 御中

> 厚生労働省医政局地域医療計画課 厚生労働省医政局看護課 厚生労働省老健局認知症施策·地域介護推進課 厚生労働省老健局認知症施策·地域介護推進課

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について(依頼)

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通達では、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)」(令和6年3月22日付け警察庁丁規発第37号)等に基づく従来の運用を基本的に継続しつつ、以下の点を案内しています。

- ・他の駐車可能な場所の有無を考慮する範囲を「おおむね 100 メートル以内に全国的に統一するほか、通学路やバス路線ではないかといった、審査において留意すべき事項を明確化するなど、許可要件の明確化等
- ・申請書及び添付書類を含め、申請手続に係る運用を全国的に統一
- ・ 反復継続的な用務に係る許可証の有効期間は、原則として1年以上とすること で全国的に統一
- ・医師の指示を受けた看護師等や、助産師が患者宅等を緊急訪問するための車両 が駐車規制からの除外措置の対象となり得ることの明確化 等

原議保存期間 10年(令和17年3月31日まで) 有 効 期 間 一種(令和12年3月31日まで)

警察庁丙規発第7号、丙交指発第16号令 和 7 年 3 月 3 1 日警 察 庁 交 通 局 長

各地方機関の長 器道府県警察の長 (参考送付先)

庁内各局部課長各附属機関の長

駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて(通達)

近年、いわゆる「物流2024問題」を背景に、業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車需要に対応する必要性が大きく高まる中、周辺の交通の安全と円滑への影響を最小限としつつも、こうした駐車需要にきめ細かく対応することが求められているほか、引き続き、訪問看護等に係る駐車需要へも適切に対応していく必要があるところ、先般閣議決定された規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)にも、物流・医療をはじめとする、社会的に重要なインフラを担う事業者の駐車需要に対応するための駐車規制の在り方に関する内容が盛り込まれたところである(別添参照)。

各位にあっては、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、必要な交通の安全と円滑を確保するため、個々の現場の実情を勘案する必要があることに留意しつつも、運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため、下記のとおり運用を見直すこととされたい。

なお、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについて」(平成19年2月6日付け 警察庁丙規発第5号ほか)は廃止する。

記

1 駐車許可制度の趣旨を踏まえた適切な審査の徹底について

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第45条第1項ただし書の規定に基づく駐車許可は、駐車規制の対象とされる道路の部分(法第44条の停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び第45条第2項の無余地となる場所を除く。)に該当する特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量して前者が後者を上回るときに行うものであり、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではない。したがって、駐車許可の申請があった場合には、駐車の日時、場所、用務その他当該場所に駐車せざるを得ない特別の事情について適切な審査を行い、駐車許可の対象を特定の用務に限定することのないようするとともに、当該規制の必要性と駐車の必要性を具体的に比較衡量して駐車許可の可否を判断するよう徹底されたい。

なお、駐車が道路使用行為の一部を構成する場合には、道路使用許可の手続によるべきことに留意すること。

2 駐車規制からの除外措置の対象範囲について

法第4条第2項の規定に基づき、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が公安委員会規則等によって駐車規制から除外する措置の対象とする車両は、次に掲げる範囲のものに整理すること。また、下記(1)及び(2)に掲げる車両のうち外形上

当該用務に使用中であることを明らかにする必要のあるもの及び下記(3)に掲げる車両については、駐車禁止規制、時間制限駐車区間規制及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間規制に係る除外指定車標章(以下「除外標章」という。)を交付することとして、除外標章が掲出され、かつ、除外標章に係る用務に使用中である場合に限り駐車規制の対象から除外することとすること。

- (1) 緊急自動車その他の車両であって、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定 な場所に対応することが必要な用務に使用中のもの及び当該用務の客体であってこれ ら車両と一体と認めるべきもの
- (2) 道路維持作業用自動車その他の車両であって、(1)の用務に準ずる程度に公共性が高く、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもの
- (3) 身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両及び患者輸送車その他専ら歩行が困難な者を輸送するための車両であってその輸送に使用中のもの
- 3 都道府県公安委員会規則等の規定の整備等
- (1) 許可要件や手続について

駐車許可の要件及び駐車規制からの除外措置の対象や、駐車許可証及び除外標章 (以下「駐車許可証等」という。)の申請時、再交付申請時及び記載事項の変更時の 手続における申請書及び届出書並びに添付書類については、複数都道府県において申 請する者の利便性・効率性や、警察内部における業務効率化の観点から、より合理的 かつ簡素なものとなるよう、公安委員会規則等の規定の整備等を行うこと。

(2) 駐車許可証等の不正使用事案等への対処

駐車許可証等の不正使用事案等の違法行為については、国民の間に著しい不公平感を生じさせかねないことを踏まえ、目的外使用の禁止、不正に使用した場合における返納等の措置に係る公安委員会規則等の規定を整備すること。また、平素より駐車監視員との連携を強化するなどしてこの種事案の端緒把握に努め、これを認知した場合は、積極的に、検挙措置を図るとともに、使用者責任を追及するなど、厳正に対処すること。

(3) その他

法第4条第2項の規定に基づき公安委員会が公安委員会規則等によって通行禁止規制その他の駐車規制以外の規制の対象から除外する措置の対象とする車両についても、 2に準じて整理すること。

4 駐車施設の整備等の働き掛け

規制改革実施計画においては、駐車需要に対応した駐車施設の確保を図るため、標準 駐車場条例(令和2年9月7日国土交通省都市局長通知)の改正により、共同住宅の用 途に供する部分のある建築物を新築等する場合においても、百貨店等と同様、一定規模 以上の荷さばきのための駐車施設を附置しなければならない旨の規定を置くこととする ことも盛り込まれたところである。

そのため、駐車規制の見直しと併せて、地方公共団体等に対し、路外駐車場の整備、 駐車施設の附置に係る条例の整備(見直しを含む。)、共同住宅の敷地内における貨物 集配中の車両の駐車場所の確保等について働き掛けること。

なお、本項については、国土交通省都市局と協議済みである。

【別添】規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)(抜粋)

II 実施事項

- 1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大
- (2) 物流
 - 4 「業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の在り方」

	十一、宋初771151	、位時间の紅手が作り姓とめる未物用与		101 02 JT 3 27 7
3	物流車両情報の即時把握等を可能とする運行記録	で数申請のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	a, c:措置済み b:令和5年度 6年 計開始、令和6 措置	国土交通省
4	駐車が不可避である業務	a 警察庁は、道路交通法第45条第1項に基づく警察署長に対する駐車許可の申請手続について、警察署によって必要書類には必あり、また、一駐車ごとに申請が必要をおり手続コストが大きいといった指指のとなり手続の簡素化、デジタルでることをし、次の①~④の措置を開かるととし、次の①~④の措置を開われる。 ①全ての申請者に対し、それが初回申請わずとは、オンラインによる申請を可能とする可能とするに、オンラインでの許可証の受取を可能	度検討、令和7年度措置、(②・ ③)・令和6年度 計令和6年度道 、(④)・結論、通知、 (④)・可能な計算を は、(④)・でのでは がでいる。 は、でのでは は、でのでは は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのできる は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのできる は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのできる は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのできる は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのできる は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでき。 は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでし。 と は、でのでも は、でのでも は、でのでも は、でのでも とっと も は は と は と は と は と は と は と と と と と と	a~f:警察庁 g:国土交通 省

とする。

- ②申請時の必要書類について、警察署におけ年度措置 る運用実態を調査の上、全国統一の必要書に:令和6年度検 類を決定し、それに従い規定を整備するよ|討、結論を得次第 う都道府県警察を指導する。その際、定期速やかに措置 的に申請を行うもので、過去に許可を受けlf:令和6年度検 た申請と同内容の申請にあっては、当該必|討・結論、都道府 |要書類のうち、その内容に変更がある書類|県警察に通知 のみに限ることとする。
- ③許可の有効期間は、訪問診療、貨物集配等、 反復継続的な用務に使用する車両につい ては、原則1年以上(許可の有効期間中に 当該許可対象の道路車線の減少その他の 道路環境の変化が生じることが合理的に 予想される場合を除く。)とする方向で検 討し、検討結果を都道府県警察に周知徹底 する。
- ④申請する駐車場所が複数の警察署の管轄 区域内にまたがる場合については、申請の 受理や駐車許可証の交付・返納受理を、書 面・オンライン申請問わず一の警察署で一 括して行うよう、都道府県警察を指導す る。その際も、申請期限につき、原則とし て、駐車を希望する日の1週間前まで受付 を可能とする。
- b 警察庁は、駐車許可申請を受け付ける警 察署において、申請用途が貨物車の貨物集配 である場合に、申請の受付自体に消極的であ るとの事業者の指摘があることを踏まえ、都 道府県警察に対して、警察署の現場における 円滑な申請の受付を指導するとともに、貨物 集配が駐車許可の対象となり得ることを警 察庁及び都道府県警察のHP等に明示する。 また、警察庁は、
- ① 駐車日時・場所について、訪問診療等と同 様に、日時の柔軟な指定や、一申請におけ る複数の場所の指定を要する場合
- ② 用務先からおおむね 100m以内に駐車場が あったとしても、例えば、車幅が駐車枠に 収まらない場合、利用可能な車両の重さに 上限が設けられている場合、駐車場が混雑 し空きが少ないことが合理的に予想され る時間帯である場合など実質的に当該駐 車場の利用が困難と認められる場合

についても、駐車許可の対象としてほしいと いう事業者の要望を踏まえ、①及び②につい て同様に、駐車許可の対象となり得ることを 警察庁及び都道府県警察のHP等に明示す るとともに、都道府県警察に対して、現場警 察署における円滑な申請の受付を指導する。

あわせて、警察庁は、警察署において、道 路交通法第 77 条における道路使用許可との |混同が見られるとの事業者の指摘を踏まえ、 |都道府県警察に対し、その制度 • 運用の異同 を明確化し警察署における円滑な対応を徹

を開始し、令和6

底する。

- c 警察庁は、申請に対する警察署長の許可について、都道府県又は都道府県内の地域ごとにばらつきがあるとの事業者からの指摘を踏まえ、交通量等の個々の現場の実情を勘案する必要があることには留意しつつも、事業者の利便を図る観点からも、統一的な判断の枠組みを制定し、公表するとともに、都道府県警察に周知徹底する。
- d 警察庁は、訪問診療等の用に供する車両に対する駐車許可に関し、「訪問診療等合用に対する駐車許可事務の簡素を上ででのでは、「新問診療等の間にでののでは、「新問診療等事のでのでは、「訪問診療等事のでのでは、「訪問診療等事のでは、「訪問診療等事のでは、「訪問診療等事のでは、「訪問診療等事場でのでは、「財車場所については、申請に係る訪問先を特定した上で、「財事に係る訪問先を特定した上で、「財事に係る訪問先を特定した上で、「財事に係る訪問先を特定した上で、「財事に係る訪問先を特定した上で、「財事に係る訪問先を特定した上で、「財事に係る訪問先を特定した上で、「財事に係る訪問先を特定した上で、「財事に係る訪問先を特定した上で、「財事に係る訪問先を特定した上で、「財事に係る訪問先を特定した上で、「財事に係る訪問のでは、対するといった。」といいます。
- e 警察庁は、a~d までの措置について、これまで累次にわたって発出された通達が現場警察署に徹底されていないという事業者からの指摘を踏まえ、その実効性を担保を担保を担保に対し、令和6年度は日度程度、それ以降は当面の間、年に1度程度駐車許可に係る都道府県警察のとなるでは、関係する都道府県警察を適切に、関係する都道府県警察を適切に指導する。
- f 警察庁は、道路交通法第4条第2項及び |各都道府県公安委員会規則に基づく駐車禁 止除外標章について、①保健師、看護師又は 准看護師が、医師の指示(包括的指示を含 む。)を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し 看護を行うための車両及び②助産師が直ち に妊産褥婦宅等を緊急に訪問し助産等を行 うための車両がその対象となり得ることを 明確化し、都道府県警察を指導する。あわせ て、各都道府県公安委員会規則により定めら れる駐車禁止除外標章の申請手続について、 ローカルルール見直しに係る基本的考え方 (令和5年6月1日規制改革推進会議決定) に即して、都道府県ごとに異なる申請様式を 統一する方向で検討し必要な措置を講ずる。 |g | 国土交通省は、平成 27 年から 15 年間で トラック運転手が約3割減少するとの予測 もある一方で、宅配便取扱個数が過去5年間 に約18%増加するなど増大の一途にある中、 共同住宅内における荷さばきを行うための 駐車施設が十分に設けられておらず、又は全 く設けられていないことにより、路上駐車が

交通渋滞を引き起こす原因にもなり得ることや、宅配事業者が当該共同住宅外の駐車場探索その他のコストを要し宅配事業者の生産性に悪影響が生じており、例えば、一部研究では、タワーマンションにおいて車両から搬送先への1往復だけで30分程度を要するとする課題が指摘されていることも踏まえ、標準駐車場条例(令和2年9月7日国土交通省都市局長通知)の改正により、共同住宅の用途に供する部分のある建築物を新築等する場合においても、百貨店等と同様、一定規模以上の荷さばきのための駐車施設を附置しなければならない旨の規定を置くこととし、あわせて、地方公共団体にその旨を周知する。

警視 庁 交 通 部 長 殿各道府県警察本部長(参考送付先)

警察大学校交通教養部長各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間 10年(令和17年3月31日まで) 有 効 期 間 一種(令和12年3月31日まで)

警察庁丁規発第54号、丁交指発第62号令 和 7 年 3 月 3 1 日警察庁交通局交通規制課長警察庁交通局交通指導課長

駐車許可の運用の見直しにおける留意点について(通達)

駐車許可の運用の見直しについては、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の 見直しについて(通達)」(令和7年3月31日付け警察庁丙規発第7号ほか。以下「局長通 達」という。)により、その基本的な考え方が示されたところであるが、その推進上の留 意点は下記のとおりであるので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

なお、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しにおける留意点について」(平成19年2月6日付け警察庁丁規発第19号ほか)及び「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)」(令和6年3月22日付け警察庁丁規発第37号)は廃止する。

記

1 審査要領について

(1) 駐車許可の要件

局長通達1に規定する駐車許可の審査を行う際の要件は、次のとおりとすること。

ア 申請日時

次のいずれにも該当する日時であること。

- (ア) 駐車(許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。(1)イ(イ)に おいて同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯では ないこと。
- (イ) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

イ 申請場所

次のいずれにも該当する場所であること。

- (7) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第45条に基づく駐車禁止の規制のみが実施されている場所(法第45条第2項の規定に基づく無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては同条第1項各号に掲げる場所を除く。)であること。
- (4) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

ウ 駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

(ア) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

- (イ) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
- (ウ) 法第77条(道路の使用の許可)第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

エ 駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の 部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

- (ア) 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
- (4) その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

(2) 審査における留意事項

(1)に定める要件により審査を行い、許可する際の主な留意事項は次のとおりである。 ア 許可日時

(7) (1)アに関しては、申請場所における一般的な交通状況を基に審査するのではなく、申請時間における交通量その他の具体的な交通状況を確認し、許可の可否を判断すること。

なお、申請時間に、登下校時間帯や交通量が多い時間帯といった、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯が含まれている場合には、当該時間帯を除いた時間に限定して許可するなど、申請に係る具体的な用務、日時を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

- (4) 用務の性格上、あらかじめ正確に駐車日時を特定することが困難な場合があることに留意し、例えば、
 - 貨物集配の開始予定時間から終了予定時間内(A時からB時までの間)
 - 訪問診療等事業所の業務時間内(C時からD時までの間) として許可するほか、特に訪問診療、訪問看護、訪問介護等において、人の生命、 身体に関わる緊急対応に従事する可能性がある場合には、
 - 訪問診療等事業所の業務時間内(C時からD時までの間)及び緊急訪問時として許可するなど、柔軟に対応すること。

なお、訪問診療等の「緊急訪問時」に関しては、看護師等が医師の指示を受け、 緊急訪問を行うため使用中の車両は駐車規制からの除外措置の対象ともなること から、申請者の意思に応じて申請させるなど適切に対応すること。

イ 許可場所

(ア) (1)イに関しては、単に駐車車両があることで交通事故が起こる危険性がある、他の車両が車線変更等を行わなければならなくなり、交通流に影響するといった一般的な危険性等を基に判断するのではなく、例えば、車線数や当該場所の交通量を勘案し、駐車を認める余地がないか、当該場所において駐車車両が関係する交通事故が複数発生していないか、駐車に係る取締り要望が多数ある場所ではないか、放置駐車違反取締りに係る取締り活動ガイドラインにおける重点地域又は重点路線に指定されていないか、通学路やキッズゾーンとなっていないか、公共交通機関の定時性を損うこととならないか、普通自転車専用通行帯が整備されて

いたり、自転車の通行量が多かったりする場所ではないか等、交通事故の発生状況、道路構造等から交通の危険性や著しい阻害性の有無を具体的に検討し、許可の可否を判断すること。

なお、申請場所に、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所が含まれている場合には、(2)ア(ア)を勘案したり、周辺に他に許可可能な場所がないか検討したりするなど、申請に係る具体的な用務、訪問先を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

(イ) 駐車を許可する場所については、駐車に係る訪問先を特定した上で、当該訪問 先付近において、(1) イ等の要件から、特定の一地点でしか駐車を許可できない 場合を除き、「訪問先付近」として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近 の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮すること。 また、貨物車の貨物集配等、その用務に係る地域は定まっているものの、あらかじめ正確に具体的な訪問先を特定することが困難なものに係る許可の申請がなされた場合には、(1) エや、駐車を許可することとなる場所と想定される訪問先との間の距離、移動・運搬する手段、運搬する対象物の種類等を勘案し、その用務を適切に達成させ、かつ、交通の危険性等への影響を最小限にする観点から、必要かつ十分な範囲で、駐車を許可することとなる場所を中心として一定の区域を特定した上で、その区域ごとに、例えば、E地区に係る集配に関しては、a市 b町 c 丁目 d 番 e 号先路上、F 地区に係る集配に関しては f 市 g 町 h 丁目 i 通り上として駐車を許可する場所を指定するなどし、必要に応じて場所ごとに許可時間を定めること。

ウ 駐車に係る用務

(1) ウに関しては、局長通達1にあるように、許可の対象となる用務は特定の用務に限定されるものではなく、貨物集配のみならず、訪問診療、訪問介護等も駐車許可の対象となり得ることから、申請がなされた場合には、その用務の種類にかかわらず、適切に審査すること。

エ 駐車可能な場所

(1) エの路外駐車場等の利用が困難と認められる場合とは、例えば、駐車車両の車幅が駐車場等の駐車枠に収まらない場合、利用可能な車両の重量制限を超える場合、駐車場等が混雑し、空きが少ないことが合理的に予想される時間帯である場合等実質的に当該駐車場等の利用が困難である場合をいう。

そのため、このような場合には、仮に駐車場等が(1)エ(ア)又は(イ)の範囲内に存在していたとしても、駐車許可の対象となり得ることに留意すること。

2 迅速な審査の実施

実際に審査を行う各警察署において、平素から管内の駐車規制、路外駐車場の設置状況、道路交通環境等を把握するほか、過去の許可事例や不許可事例等を蓄積することを通じて、審査を迅速に行うようにすること。

また、申請をしようとする者から事前相談の求めがあった場合には、これを受け付け、 許可の要件等を正しく説明するほか、相談の内容では許可することが困難であると認め られる場合には、その理由を丁寧に説明するなど、適切に対応すること。

3 手続面の整備

許可に係る手続は、局長通達3(1)を踏まえ、以下のとおり対応すること。

(1) 申請書及び添付書類

許可申請時の申請書は、別添1の様式を使用すること。また、提出を求める申請書及び添付書類は2部とし、新規申請時の添付書類についても、以下のものに限ることとするほか、添付書類に係る留意事項は各書類の項目に記載するとおりである。

その際、定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請については、以下のもののうち、その内容に変更がある書類のみに限ること。

ア 許可を受けようとする車両の駐車場所及び周辺見取図

周辺見取図等の記載に当たっては、

- 必要以上に詳細なものを求めたり、道路幅員や車両の寸法の地図への記入を 求めたりしない
- 既存の地図等に訪問先の位置が示されている書面で差し支えないこととする
- 複数箇所をまとめて1枚の図に記載することを可能とする

など、申請者の負担軽減を図ること。

イ 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面 ウ 当該車両に係る用務を疎明する書面

用務を疎明する書面は、訪問・集配計画書、契約書、資格証等の写し等の既存の書面で差し支えないこととすること。ただし、訪問診療等に関する疎明資料として、医師の指示書や訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

また、イで示した自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する書面を別途添付することを不要とするなど、申請者の負担軽減を図ること。

(2) 駐車場所の一括許可等

複数の場所に連続的に駐車することとなる場合には、一申請で複数場所の駐車を一括して許可すること。

また、申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合には、申請の 受理や駐車許可証(以下「許可証」という。)の交付を一の警察署で一括して行うこと。

(3) 駐車日時等を追加する場合の措置

許可期間内に駐車日時又は場所(その双方である場合を含む。以下「駐車日時等」という。)を追加するための申請については、許可された駐車日時等を含む全ての駐車日時等を記載した添付書類を新たに作成し、提出を求めるのではなく、追加する駐車日時等に係る書面を申請書に添付することで差し支えないこととすること。

(4) 駐車許可の有効期間及び申請期限

反復継続的な用務に使用する車両に係る許可証の有効期間については、許可の有効期間中に当該許可対象の道路車線の減少その他の道路環境の変化が生じることが合理的に予想される場合や、当該用務が短期間である場合等の例外的な場合を除き、原則として1年以上とすること。

また、申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合について、申

請の受理や許可証の交付を一の警察署で一括して行うときも、申請期限は原則として 1週間前とすること。

(5) 許可証の交付

提出された申請書のうちの1部に許可日等の必要事項を記載したものを許可証と し、交付すること。

交付した許可証(許可場所等が複数あるために別紙を用いた場合には、駐車しようとする許可場所等が記載された別紙を含む。)は、当該許可証を使用して車両を駐車する間は、見やすい箇所に掲出させること。

(6) 許可証の再交付申請等

ア 再交付申請

許可証の再交付申請に係る申請書は、別添2の書式を使用すること。なお、再交付申請時には、書類の添付は求めないこと。

イ 記載事項変更届出

許可証の記載事項変更に係る届出書は、別添3の書式を使用すること。また、届 出時の添付書類は、記載事項の変更を証する書面に限ること。

ウ廃棄

駐車許可期間の満了、駐車許可の取消し等により、交付された許可証が不要となった場合には、許可証を交付された者にこれを廃棄させること。ただし、交付された者が不要となった許可証を警察署へ持参した場合には、管轄を問わず、これを受け取り、廃棄すること。

(7) 緊急対応に係る駐車許可申請窓口の整備等

訪問診療、訪問看護、訪問介護等において、人の生命、身体に関わる緊急対応のため、許可済みの許可日時ではない時間帯における駐車許可の申出がなされることが想定される。こうした事態に備え、宿直執務室に駐車許可対象一覧を備え付けるなど、夜間等においても緊急用務であることを踏まえた迅速な審査が行われるよう環境を整備すること。

また、夜間や緊急対応窓口を設定した警察署等においては、交通部門以外の警察職員にも、夜間や緊急時の対応が可能であることを確実に周知した上で、当該取扱いがあった際は不適切な対応をすることのないよう、その手続要領に係る教養等を徹底すること。

4 道路使用許可との関係

駐車許可を受けずとも、法第77条の道路使用許可によっても、その許可の範囲内で 駐車が禁止されている場所における駐車が可能となる。

道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度である。

この点、道路の本来の用途は、人や車が通行することであり、車は人の移動又は物 の輸送に用いられるものであることを踏まえ、

○ 車両に装備されているクレーンを使用する、レントゲン車を用いて健康診断を 行うなど、車両を用具、設備等として使用するために継続的な停止を要する場合 には、道路使用許可で対応

○ 上記以外の、人の乗降や貨物の積卸(これらのために車両を離れることを含む。) のために継続的な停止を要する場合には、駐車許可で対応 すること。

5 申請手続等の周知

駐車許可に関し、どのような場合が許可の対象となり得るかや、駐車許可に係る申請の要領については、各都道府県警察ウェブサイトへ掲載するほか、自治体等を介するなどの方法により、対象となる事業者等への周知を図ること。その際、申請様式を活用した記載例を示したり、必要な添付書類についても具体的な名称を明記したりするなど、申請者にとって分かりやすいものとなるよう工夫すること。

また、3(7)に係る対応についても、申請窓口の設置場所、申請方法、申請に必要な 伝達内容や必要書面の送付方法、許可後の対応等の必要事項について、申請者等への周 知を確実に行うこと。

6 許可証の不正使用事案等への厳正な対処

局長通達3(2)に規定する許可証の不正使用事案等の違法行為の取締りに当たっては、 許可証が駐停車禁止場所、無余地駐車となる場所等において効力を有するものでないこ とに留意すること。

また、平素から、駐車監視員との連携を強化したり、駐車苦情の取扱い等の状況を整理したり、街頭活動の際に許可条件等の遵守状況を確認したりするなど、許可証の不正使用事案の端緒把握に努め、不正使用事案を認知した場合には、積極的に、当該放置駐車を下命・容認した使用者も含め、検挙措置を図るとともに、当該駐車許可の取消しや車両の使用制限命令の適用を検討するなど、厳正に対処すること。

7 その他

- (1) 駐車許可は、各都道府公安委員会が定めた都道府県公安委員会規則等に基づいて運用されているところ、担当者によって、その取扱いが大きく異なることがないよう、本通達の趣旨について第一線職員に至るまで十分に理解を浸透させるとともに、都道府県警察本部は、警察署との連携を密にし、不許可事例をはじめとする警察署における駐車許可に係る対応を適切に把握し、必要な指導を行うこと。
- (2) 訪問入浴介護に従事する車両について、車両の使用形態によっては、道路使用許可により対応しているところ、同車両に対する道路使用許可事務に関しても、本通達の趣旨を踏まえた合理化及び簡素化を図り、申請者の負担の軽減に努めること。
- (3) 本通達で示した以外の事項についても、申請者の負担軽減等の観点から、関係者の意見要望や各都道府県警察の実情を踏まえつつ、より一層の合理化及び簡素化を図ること。
- (4) 本通達に基づく運用は、都道府県公安委員会規則等の改正も含めて令和7年7月1 日までに実施すること。

		駐車許可申請	書			
				年	月	日
警察署長	殿					
		住所(所在地	1)			
	申請者	氏名(名称)				
		電話				
番号標に表示						
されている番号						
許可を受けようとする日時期間						
許可を受けようと す る 場 所						
許可を受けようとする理由						
第 号	ı					
	馬	主 車 許 可	証			
上記のとおり許可す	^ト る。ただし、	次の条件に従	うこと。			
条件						
		年	月	日		
			警 察 署	長 長	印	

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

		駐車許可証再	交付申請書				
警察署長	配			名	丰	月	日
言宗有攻	<i>院</i> 文 T						
住所(所在地)							
氏名 (名称)							
電話番号							
許 可 証 番 号							
許可証交付年月日							
再交付申請の理由							
備考							

		駐車許可証	記載事項変	更届			
警察署長	配				年	月	日
音 祭有文	灰						
住所 (所在地)							
氏名 (名称)							
電話番号							
その他の連絡先							
許 可 証 番 号							
許可証交付年月日							
可可能文的平方百							
変更の内容							
変更の理由							
備考							

警 視 庁 交 通 部 長 _殿各 道 府 県 警 察 本 部 長 (参考送付先)

警察大学校交通教養部長各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間 10年(令和17年3月31日まで) 有 効 期 間 一種(令和12年3月31日まで)

警察庁丁規発第55号、丁交指発第63号令 和 7 年 3 月 3 1 日警察庁交通局交通規制課長警察庁交通局交通指導課長

駐車規制からの除外措置の運用の見直しにおける留意点について(通達)

駐車規制からの除外措置の運用の見直しについては、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて(通達)」(令和7年3月31日付け警察庁丙規発第7号ほか。以下「局長通達」という。)により、その基本的な考え方が示されたところであるが、その推進上の留意点は下記のとおりであるので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

記

- 1 対象となる車両の例
 - 局長通達2(1)から(3)までに示された車両の例は、次のとおりである。
- (1) 緊急自動車その他の車両であって、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定 な場所に対応することが必要な用務に使用中のもののうち、
 - ア 当該用務に使用中であることが明らかなもの又は当該用務に使用中であることを明らかにすることが適当でないもの。
 - (例) 緊急用務に使用中の緊急自動車、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に 規定する災害応急対策に使用中の車両、秘匿捜査に使用中の車両等
 - イアに掲げる車両の用務の客体であって、これと一体であると認めるべきもの。
 - (例) 警察車両が随伴する車両、警察活動に伴い停止を求められている車両等
- (2) 道路維持作業用自動車その他の車両であって、(1)の用務に準ずる程度に公共性が高く、広域かつ不特定な場所に赴くことが必要な用務に使用中のもののうち、当該用務に従事することが明らかなもの。
 - (例) 道路の維持作業に使用中の道路維持作業用自動車、公職選挙法(昭和25年法律 第100号)に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車であって、当該目的 のための使用中の車両等
- (3) (1)及び(2)に掲げる車両のいずれにも該当しないが、(1)又は(2)に規定する用務に使用中の車両であって、都道府県公安委員会から交付を受けた駐車禁止規制、時間制限駐車区間規制及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間規制に係る除外指定車標章(以下「除外標章」という。)を掲出しているもの。
 - (例) 医師が緊急往診のために使用中の車両、保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示(包括的指示を含む。)を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中の車両、助産師が直ちに妊産褥婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うために使用中の車両、専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する郵便物の集配に使用中の車両等

- (4) 身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両で除外標章を掲出しているもの及び 患者輸送車その他の専ら歩行が困難な者を輸送するための車両であって当該輸送に使 用中であり、かつ、除外標章を掲出しているもの。
 - (例) 歩行が困難な身体障害者本人が使用中の車両、患者輸送車、車いす移動車等
- 2 除外標章交付対象
- (1) 1(1)及び(2)に掲げる車両のいずれにも該当しないが、1(1)又は(2)に規定する用務に使用中の車両並びに1(4)に規定する「患者輸送車その他の専ら歩行が困難な者を輸送するための車両」

これらの対象車両については、車両番号を特定し、車両ごとに除外標章を交付するものとする。

(2) 1(4)に規定する「身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両」

これらの車両に掲出するための除外標章は、身体障害者等本人に対して、その者が使用する車両に掲出するためのものとして交付するものとする。この場合、1(4)に規定する「身体障害者等で歩行が困難な者」とは、旧自治省通達「身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」(昭和45年3月31日付け自治府第31号)及び厚生労働省通達「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」(平成9年3月27日付け障第125号)に示された税の減免の対象等に鑑み、原則として、次に掲げる者をいうものとする。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの及び戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分			障害の級別	重度障害の程度		
視覚障害			1級から3級までの各級及	特別項症から第四項症		
			び4級の1	までの各項症		
聴覚障害			2級及び3級	特別項症から第四項症		
				までの各項症		
平衡機能障害			3級	特別項症から第四項症		
				までの各項症		
上肢不自由			1級、2級の1及び2級の	特別項症から第三項症		
			2	までの各項症		
下肢不自由			1級から4級までの各級	特別項症から第三項症		
				までの各項症		
体幹不自由			1級から3級までの各級	特別項症から第四項症		
				までの各項症		
乳幼児期以前	上	肢	1級及び2級(一上肢のみ			
の非進行性の	機	能	に運動機能障害がある場合			
脳病変による			を除く)			

運動機能障害 移 動 機 能	1級から2級までの各級	
心臟機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症
		までの各項症
じん臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症
		までの各項症
呼吸器機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症
		までの各項症
ぼうこう又は直腸の機	1級及び3級	特別項症から第三項症
能障害		までの各項症
小腸機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症
		までの各項症
ヒト免疫不全ウイルス	1級から3級までの各級	
による免疫機能障害		
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第三項症
		までの各項症

- イ 療育手帳の交付を受けている者であって、「療育手帳制度の実施について」(昭和 48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)第3・1(1)に定める重度の障害を有するもの
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- エ 小児慢性特定疾病児童手帳(色素性乾皮症患者に限る。)の交付を受けている者 3 手続面の整備

除外標章に係る手続は、局長通達3(1)を踏まえ、以下のとおり対応すること。

(1) 申請書及び添付書類

除外標章交付申請時の申請書は、別添1の書式を使用すること。また、提出を求める申請書及び添付書類は2部とし、新規申請時の添付書類についても、以下のものに限ること。

- ア 用務に基づく除外指定車に係る申請の場合
 - (ア) 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
 - (イ) 当該車両に係る用務を疎明する書面

疎明する書面は、契約書、資格証等の写しといった、既存の書面で差し支えないこととすること。この場合において、医師の緊急往診等に関する疎明資料として、訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

また、(ア)で示した自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する書面を別途添付することを不要とするなど、申請者の負担軽減を図ること。

イ 身体障害者等で歩行が困難な者に係る申請の場合

- (ア) 除外標章の交付を受けようとする者の障害の程度を証明する書面
- (4) 除外標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面
- (2) 有効期間

3年以内とすることを原則とする。

(3) 除外標章の様式等

除外標章の様式については、別添2を参照のこと。

交付した除外標章は、当該除外標章を使用して車両を駐車する間は、見やすい箇所 に掲出させること。

(4) 除外標章の再交付等

ア 再交付申請

除外標章の再交付を申請する場合における申請書は、別添3の様式を使用すること。なお、再交付申請時には、書類の添付は求めないこと。

イ 記載事項変更届出

除外標章の記載事項を変更する場合における届出書は、別添4の書式を使用する こと。また、届出時の添付書類は、記載事項の変更を証する書面に限ること。

ウ返納

除外標章の有効期間の満了、返納命令を受けたなどにより、交付された除外標章が不要となった場合には、除外標章を交付された者にこれを返納させること。この場合において、交付された者が返納のために来署等した場合には、管轄を問わず、これを受理すること。

4 申請手続等の周知

駐車規制からの除外措置に係る申請の要領については、各都道府県警察ウェブサイトへ掲載するほか、自治体等を介するなどの方法により、対象となる事業者等への周知を図ること。その際、申請様式を活用した記載例を示したり、必要な添付書類についても具体的な名称を明記したりするなど、申請者にとって分かりやすいものとなるよう工夫すること。

5 除外標章の不正使用事案等への厳正な対処

局長通達3(2)に規定する除外標章の不正使用事案等の違法行為の取締りに当たっては、除外標章が駐停車禁止場所、無余地駐車となる場所等において効力を有するものでないことに留意すること。

また、平素から、駐車監視員との連携を強化したり、駐車苦情の取扱い等の状況を整理したり、街頭活動の際に除外標章の使用条件等の遵守状況を確認したりするなど、除外標章の不正使用事案の端緒把握に努め、不正使用事案を認知した場合には、積極的に、当該放置駐車を下命・容認した使用者も含め、検挙措置を図るとともに、当該除外標章の返納命令や車両の使用制限命令の適用を検討するなど、厳正に対処すること。

6 その他

(1) 駐車規制からの除外措置は、各都道府県公安委員会が定めた都道府県公安委員会規 則等に基づいて運用されているところ、担当者によって、その取扱いが大きく異なる ことがないよう、本通達の趣旨について第一線職員に至るまで十分に理解を浸透させ るとともに、都道府県警察本部は、警察署との連携を密にし、不許可事例をはじめとす

- る警察署における除外標章の交付に係る対応を適切に把握し、必要な指導を行うこと。
- (2) 本通達で示した以外の事項についても、申請者の負担軽減等の観点から、関係者の意見要望や各都道府県警察の実情を踏まえつつ、より一層の合理化及び簡素化を図ること。
- (3) 本通達に基づく運用は、都道府県公安委員会規則等の改正も含めて令和7年7月1日までに実施すること。

	除外標章交付申請書			
		年	月	日
公安委員会	会殿			
住所 (所在地)				
ふりがな				
氏名(名称)				
電 話 番 号				
その他の連絡先				
標 章 の 名 称				
保 单 切 有 你				
番号標に表示				
されている番号				
除外を受けよう				
とする期間				
除外を受けよう				
とする区間				
	□ 以下の公安委員会が定める業務に使用す	⁻ る		
除外を受けよう				
とする理由	□ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者	が乗車す	-る	
備考				

駐車禁止除外指定車 番号 第 号 発行日 令和 年 月 B 〇〇〇〇使用中 **※** 1 車両番号 号 **※** 2 その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 **※** 3 運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり **※** 4 有効期限 令和 年 月 日 まで ΕŊ 公安委員会

- ※1 「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章については、「歩行困難者使用中」と記載する。この他の場合には、標章の交付を受けた用務等に応じて、「緊急往診使用中」等、具体的な用務のため使用中であることが分かるよう記載する。
- ※2 あらかじめ、使用する車両が特定される場合は、当該車両の登録番号を記載する。(特に必要があると認められる場合は、複数台記載することができる。)
- ※3 「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章以外のものについては、 当該記載を二重線で抹消する。
- ※4 当該車両の移動が必要となるときのために、運転者の連絡先又は用務先を別紙 に記載して、標章とともに掲出させる。

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の 場所では使用できません。
- ※ 次のような駐車はできません。
 - 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条第1項及び同法第75条の8第1項)
 - 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
 - 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条及び49条の3第3項)
 - 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
 - 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)
- 2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに 車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。
- 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。
- 5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章((2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。
- (1) 有効期限が経過したとき。

口 被交付者等 ※

- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

_	版 人 [] 日 寸	∕• \		
	住所			氏名

※ 法人については当該法人の所在地及び担当所属を記載する。

		:外標章再交付	寸申請書			
公安委員会	殿			年	月	日
住所(所在地)						
ふりがな				 		
氏名 (名称)						
電話番号						
標章の名称						
標章番号						
標章交付年月日						
再交付申請の理由						
備考						

		除外標章	記載事項	頁変更届]			
公安委員会	殿					年	月	日
住所 (所在地)								
ふりがな								
氏名 (名称)								
電 話 番 号 その他の連絡先								
標 章 の 名 称								
標 章 番 号								
標章交付年月日								
変 更 の 内 容								
変更の理由								
備考								